



「安心の 笑顔ひろがる 水道水」

第46回 水道週間(6月1日～7日)

水道水は、飲み水、炊事や洗濯などの生活用水、また、工場用水として、私たちの日常生活や社会経済活動を支える必要不可欠で重要な役割を果たしています。

この水道週間を機会に、皆さんの水道に対する理解を深めていただき、水道事業充実のために、より一層のご協力をお願いします。

安心でおいしい水をお届けします

松前町の水道水は、すべて地下水を利用しています。地下水は、自然のろ過作用により不純物が取り除かれ、ミネラル成分を適度に含むおいしい水です。

水道課では毎月、水道法に基づく水質検査を行っており、現在までの検査におきましては、すべて適合し安全な水質であるとの結果が出ています。

水道事業は独立採算制です

水道事業は、法律によって独立採算制で経営しています。そのため、いくら赤字になっても町のお金などで穴うめすることはできません。皆様のご家庭へ水道水をお届けして得た水道料金でまかなっています。

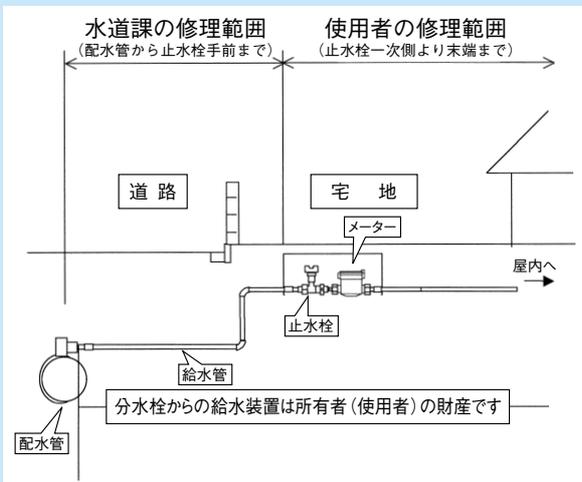
漏水していませんか

家中のじゃ口を全部閉めて、水道メーターのパイロット（銀色の丸いもの）が少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。水道メーターはときどき見る習慣をつけてください。じゃ口の故障とか漏水を発見したら、止水栓をまわして水を止めて、松前町指定給水工事業業者か修理センター（松前町管工事業協同組合）へ修理をお申込ください。止水栓はメーターボックスの中か、道路と宅地の境にありますので、ぜひ、一度確認をしておいてください。



水道課の漏水修理範囲が拡大します

宅地内の漏水修理は所有者（使用者）の個人負担としていましたが、サービス向上の面から、平成16年4月1日より宅地内でも止水栓手前までを水道課の漏水修理の範囲とします。



水道メーターの検針について

検針員が毎月20日前後に検針にお伺いします。検針時は、特にお断りなく敷地に入りメーターを確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

[検針時のお願い]

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・犬はつないで、メーターボックスからはなしてください。